

令和5年第3回

田辺周辺広域市町村圏組合

議会定例会会議録

令和5年11月27日

令和5年第3回田辺周辺広域市町村圏組合議会定例会 会議録

- 1 招 集 令和5年第3回田辺周辺広域市町村圏組合議会定例会が西牟婁総合庁舎4階大会議室に於いて招集された。
- 1 開 会 令和5年11月27日(月)午後2時00分
- 1 閉 会 令和5年11月27日(月)午後2時50分
- 1 議員定数 15名
- 1 出席議員 15名 その氏名は次のとおりである。
- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 尾花 功 | 2番 | 橘 智史 |
| 3番 | 前田 かよ | 4番 | 福栄 浩義 |
| 5番 | 北田 健治 | 6番 | 安達 克典 |
| 7番 | 佐井 昭子 | 8番 | 原田 覚 |
| 9番 | 出口 晴夫 | 10番 | 正木 秀男 |
| 11番 | 長野 荘一 | 12番 | 大石 哲雄 |
| 13番 | 正垣 耕平 | 14番 | 岡本 克敏 |
| 15番 | 間所 正好 | | |
- 1 欠席議員 0名
- 1 当局出席者
- | | | | |
|------|-------|-------|-------|
| 管理者 | 真砂 充敏 | 副管理者 | 小谷 芳正 |
| 副管理者 | 岩田 勉 | 理 事 | 井潤 誠 |
| 理 事 | 奥田 誠 | 会計管理者 | 樫畑 淳子 |
| 監査委員 | 佐向 弘充 | | |
- 1 職務のため議場に出席した者の職氏名
- | | | | |
|------|-------|-----|-------|
| 事務局長 | 榎本 律夫 | 事務局 | 楠谷 隆夫 |
|------|-------|-----|-------|

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 3定議案第1号 令和5年度田辺周辺広域市町村圏組合田辺広域休日急患診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 3定議案第2号 令和4年度田辺周辺広域市町村圏組合一般会歳入歳出決算について
- 日程第5 3定議案第3号 令和4年度田辺周辺広域市町村圏組合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第6 3定議案第4号 令和4年度田辺周辺広域市町村圏組合田辺広域休日急患診療所特別会計歳入歳出決算について
- 日程第7 3定議案第5号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の減少及び和歌山県市町村総合事務組合同規約の変更について

(開会時間 午後2時00分)

議長(尾花 功君)

: それでは、地方自治法による定足数に達しておりますので、ただいまから、本日招集の令和5年第3回田辺周辺広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

日程に入るに先立ち、管理者から本定例会招集の挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

管理者(真砂充敏君)

: 本日、令和5年第3回組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、何かとお忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。また平素は、当組合の運営につきまして多大な御協力を賜っておりますこと、この場をお借りして厚くお礼申し上げる次第でございます。

さて本日の組合議会をお願いいたしますのは、「休日急患診療所の補正予算」、並びに「令和4年度の一般会計及び二つの特別会計の決算」について、「和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県総合事務組合規約の変更について」でございます。

どうかよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げまして、誠に簡単ではございますが、招集の御挨拶とさせていただきます。

議長(尾花 功君)

: それでは、お手元に配布の日程により、本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。当組合議会会議規則第87条の規定により、本定例会の会議録署名議員として、2番 橋 智史 君、3番 前田 かよ 君、以上の2人の諸君を、また会議録署名の予備議員として、4番 福榮 浩義 君を指名いたします。

続いて、日程第2「会期の決定について」を上程いたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日間といたします。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(尾花 功君)

: 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

続いて、日程第3 3定議案第1号「令和5年度田辺周辺広域市町村圏組合田辺広域休日急患診療所特別会計補正予算(第1号)」を上程いたします。

提出者の説明を求めます。管理者 真砂充敏君。

管理者(真砂充敏君)

: ただ今、上程されました3定議案第1号「令和5年度田辺周辺広域市町村圏組合田辺広域休日急患診療所特別会計補正予算(第1号)」につきまして、その概要を御説明申し上げます。

本議案につきましては、夏以降、新型コロナウイルス感染者に加え、季節性インフルエンザ感染者が増加したことにより、医薬品にかかる予算が不足していることから、診療所費に関する経費を計上するもので、補正予算の総額は803万円としており、補正に要する財源としましては、繰越金をもって充てることとしております。

以上、提案いたしました議案について御説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当職員から説明いたしますので、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

議長（尾花 功君）

： 続いて補足説明を求めます。事務局長 榎本律夫君。

事務局長（榎本律夫君）

： それでは議案書に基づきまして、補足説明を行います。

議案書の1ページをお願いします。3定議案第1号「令和5年度田辺周辺広域市町村圏組合田辺広域休日急患診療所特別会計補正予算（第1号）」は、次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、803万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,676万7千円とする。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

なお、今回の補正予算の概要を申し上げますと、夏以降、新型コロナウイルス感染者に加え、季節性インフルエンザ感染者が増加したことにより、感染の有無を判定する抗原検査キット、並びに感染者に処方する医薬品などにかかる予算が不足することから医薬材料費の増額をお願いするもので、本補正に要する財源といたしましては、繰越金をもって充てることとしています。

3ページをお願いします。各款項ごとの補正額につきましては、第1表 歳入歳出予算補正として掲載しており、歳入につきましては、5款 繰越金、1項 繰越金について、補正前の額が457万8千円、補正額が803万円のため、計1,260万8千円となります。したがって、歳入合計は補正前の額6,873万7千円に、補正額803万円を増額しますので計7,676万7千円となります。そして、歳出につきましては、1款 衛生費、1項 保健衛生費について、補正前の額が6,851万2千円、補正額が803万円のため、計7,654万2千円であります。したがって、歳出合計は補正前の額6,873万7千円に、補正額803万円を増額しますので計7,676万7千円となります。

続きまして、4ページをお願いします。まず、歳入であります。1目 繰越金、1節 前年度繰越金につきましては、今回の補正の財源として803万円を増額するものです。次に、歳出であります。1目 診療所費、10節 需用費803万円につきましては、新型コロナウイルスやインフルエンザ感染の有無を判定する抗原検査キット、並びに感染者に処方する医薬品など医療材料費について、合計803万円を増額するものです。

以上で、3定議案第1号の説明を終わらせていただきます。

御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（尾花 功君）

： 以上で、事務局の説明は終了しました。

これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（尾花 功君）

： 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（尾花 功君）

： 討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております3定議案第1号の採決に入ります。

それでは、3定議案第1号「令和5年度田辺周辺広域市町村圏組合田辺広域休日急患診療所特別会計補正予算（第1号）」について、お諮りいたします。

議案第1号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（尾花 功君）

： 異議なしと認めます。よって、3定議案第1号は、可決いたしました。

続いて、日程第4 3定議案第2号「令和4年度田辺周辺広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算について」から、日程第6 3定議案第4号「令和4年度田辺周辺広域市町村圏組合田辺広域休日急患診療所特別会計歳入歳出決算について」まで、以上3件を一括上程いたします。

当局の説明を求めます。事務局長 榎本律夫君。

事務局長（榎本律夫君）

： それでは議案書に基づきまして、補足説明を行います。

3定議案第2号 令和4年度田辺周辺広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算についてから、3定議案第4号 令和4年度田辺周辺広域市町村圏組合田辺広域休日急患診療所特別会計歳入歳出決算についてまでの3件は、いずれも令和4年度の各種会計の決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により組合議会の認定をお願いするものです。

まず、5ページから19ページまでの一般会計歳入歳出決算についてです。

議案書の7ページをお願いします。詳細につきましては、9ページ以降の事項別明細書で御説明いたしますので、ここでは合計のみの説明とさせていただきます。

では、まず7ページの歳入における合計でございますが、予算現額が3,750万9千円、調定額と収入済額がともに3,880万1,172円、不納欠損額、収入未済額ともに0円、したがって、予算現額と収入済額との比較は129万2,172円となっております。

続いて、8ページをお願いします。歳入に対する歳出であります。歳出合計につきましては、予算現額3,750万9千円に対し、支出済額3,048万2,696円、翌年度繰越額0円、したがって、不用額及び予算現額と支出済額との比較は702万6,304円でございます。この結果、歳入歳出差引残額は、表の欄外に明記のとおり831万8,476円となり、翌年度へ繰り越すものであります。

続きまして、次の9ページをお願いします。歳入歳出決算事項別明細書に基づきまして、決算内容を御説明させていただきます。始めに歳入でございます。1款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 総務費負担金の、1節 総務管理費負担金でございますが、予算現額1,942万6千円に対し、調定額及び収入済額ともに1,942万6千円であります。また、その下の2目 衛生費負担金の、1節 保健衛生費負担金でございますが、予算現額が1,576万2千円に対し、調定額及び収入済額ともに1,576万2千円であります。

そして、次の10ページの3目 文化施設費負担金の、1節 文化施設費負担金でございますが、予算現額が20万円に対し、調定額及び収入済額ともに20万円であります。これらの3目からなる負担金につきましては、それぞれ関係市町から人口割や均等割に基づき負担いただく金額でございます。別冊の主要施策の成果報告書の4ページに、令和4年度の関係市町負担金の内訳表を掲載しておりますので御参照願います。次に、2款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰

越金の1節 前年度繰越金でございますが、予算現額 212 万円に対し、調定額及び収入済額がともに 337 万 5,874 円であります。

続いて、次の 11 ページの 3 款 諸収入、1 項 雑入、1 目 雑入の 1 節 雑入でございますが、予算現額 1 千円に対し、調定額及び収入済額はともに 3 万 7,298 円であります。したがって、歳入合計につきましては、11 ページの一番下段に記すとおり、予算現額が 3,750 万 9 千円で、調定額、収入済額がともに 3,880 万 1,172 円、不納欠損額、収入未済額もともに 0 円となっております。

続きまして、12 ページ歳出でございます。主なものについて、御説明させていただきます。まず、1 款 議会費でございます。予算現額 113 万 9 千円に対し、支出済額が 17 万 3,200 円となっており、不用額は 96 万 5,800 円でございます。主な内容といたしましては、組合議員の皆様方への報酬に要した費用でございます。

続きまして、13 ページをお願いします。2 款 総務費でございます。予算現額 2,038 万 3,000 円に対し、支出済額が 1,457 万 5,986 円となっており、不用額は 580 万 7,014 円であります。主な内容でございますが、13 ページから 15 ページにかけての 1 目 一般管理費の支出済額 1,322 万 8,486 円につきましては、給与等の人件費と組合運営に関する経常経費が主なものとなっております。また、15 ページの 2 目 企画費の支出済額 134 万 7,500 円につきましては、ごみ焼却施設の広域化に取り組んでいく中で、専門的な知見から技術的な助言等の業務支援について委託を行うために要した経費が主なものとなっております。

続きまして、同じく 15 ページの 3 款 衛生費でございます。予算現額 1,576 万 2 千円に対し、支出済額が 1,573 万 3,510 円となっており、不用額は 2 万 8,490 円であります。内訳といたしましては、次の 16 ページ目の輪番病院の医療事故を担保するための賠償責任保険料として 8 万 3,610 円、輪番病院における救急医療活動中の医師のけが等を担保するための救急医療活動傷害保険料として 24 万 9,900 円、また輪番の 4 病院に対する補助金が 1,540 万円でございます。

次に、同じく 16 ページから 17 ページにかけての 4 款 公債費と 5 款の予備費ともに支出済額が 0 円となっており、予算現額的全額が不用額となっております。したがって、歳出合計につきましては、次の 18 ページの一番下段に記す予算現額の計 3,750 万 9 千円に対し、支出済額が 3,048 万 2,696 円で、翌年度繰越額 0 円、不用額 702 万 6,304 円となっているものでございます。

続きまして、19 ページをお願いします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額 3,880 万 1 千円から、歳出総額 3,048 万 3 千円を差し引いた、歳入歳出差引額は 831 万 8 千円となり、翌年度へ繰り越すべき財源が 0 円であるため、実質収支額は歳入歳出差引額と同額の 831 万 8 千円となります。また、実質収支額のうち、地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額は 0 円でございます。

引き続き、20 ページから 30 ページまでのふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算についてでございます。

22 ページをお願いします。詳細につきましては、24 ページ以降の事項別明細書で御説明いたしますので、ここでは合計のみの説明とさせていただきます。

では、まず 22 ページ歳入における合計でございますが、予算現額が 2,151 万 5 千円、調定額と収入済額がともに 2,714 万 8,759 円、不納欠損額、収入未済額ともに 0 円、したがって、予算現額と収入済額との比較は 563 万 3,759 円となっております。

続いて、23 ページをお願いします。歳入に対する歳出であります。歳出合計につきましては、予算現額 2,151 万 5 千円に対し、支出済額 1,599 万円、翌年度繰越額 0 円、したがって、不用額及び予算現額と支出済額との比較はともに 552 万 5 千円でございます。この結果、歳入歳出差引残額は、表の欄外に明記のとおり 1,115 万 8,759 円となり、翌年度へ繰り越すものであります。

す。

続きまして、次の 24 ページをお願いします。歳入歳出決算事項別明細書に基づきまして、決算内容を御説明させていただきます。始めに歳入でございます。1 款 財産収入、1 項 財産運用収入、1 目 利子及び配当金の、1 節 利子及び配当金でございますが、予算現額 1,739 万 8 千円に対し、調定額及び収入済額ともに 1,739 万 9,567 円であります。これは、20 億 7,200 万円の田辺周辺ふるさと市町村圏基金の積立金利子で、国債等による運用益でございます。

続いて、同じく 24 ページから 25 ページにかけての 2 款 繰越金、1 項 繰越金、1 目 繰越金の 1 節 前年度繰越金でございますが、予算現額 411 万 7 千円に対し、調定額及び収入済額がともに 974 万 9,192 円であります。したがって、歳入合計につきましては、25 ページの一番下段に記すとおり、予算現額が 2,151 万 5 千円で、調定額、収入済額がともに 2,714 万 8,759 円、不納欠損額、収入未済額ともに 0 円となっております。

続きまして、26 ページの歳出でございます。1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 ふるさと市町村圏事業費でございますが、予算現額 2,129 万円に対し、支出済額が 1,599 万円となっており、不用額は 530 万円でございます。このふるさと市町村圏事業費は、基金運用益を活用して、圏域の振興整備を図るためソフト事業を展開することを目的としたものでございまして、26 ページから 27 ページにかけての 18 節 負担金補助及び交付金の支出済額 1,599 万円につきましては、関係市町の広域担当課長で組織された幹事会の審査を経た対象事業に対して助成した経費でございます。

なお、令和 4 年度ふるさと市町村圏事業実績報告書につきましては、別冊の主要施策の成果報告書の 5 ページに掲載しておりますので御参照願います。

次に、27 ページから 29 ページにかけての 2 款 公債費と 3 款の予備費ともに支出済額が 0 円となっており、予算現額の全額が不用額となっております。したがって、歳出合計につきましては、29 ページの一番下段に記す予算現額の計 2,151 万 5 千円に対し、支出済額が 1,599 万円で、翌年度繰越額 0 円、不用額 552 万 5 千円となっているものでございます。

続きまして、30 ページをお願いします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額 2,714 万 9 千円から、歳出総額 1,599 万円を差し引いた、歳入歳出差引額は 1,115 万 9 千円となり、翌年度へ繰り越すべき財源が 0 円であるため、実質収支額は歳入歳出差引額と同額の 1,115 万 9 千円となります。また、実質収支額のうち、地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額は 0 円でございます。

引き続き、31 ページから 45 ページまでの休日急患診療所特別会計歳入歳出決算についてでございます。

恐れ入りますが、33 ページをお願いします。詳細につきましては、35 ページ以降の事項別明細書で御説明いたしますので、ここでは合計のみの説明とさせていただきます。では、まず 33 ページ歳入における合計でございますが、予算現額が 6,750 万 3 千円、調定額と収入済額がともに 8,046 万 5,516 円、不納欠損額、収入未済額ともに 0 円、したがって、予算現額と収入済額との比較は 1,296 万 2,516 円となっております。

続いて、34 ページをお願いします。歳入に対する歳出であります。歳出合計につきましては、予算現額 6,750 万 3 千円に対し、支出済額 6,284 万 3,489 円、翌年度繰越額 0 円、したがって、不用額及び予算現額と支出済額との比較は 465 万 9,511 円でございます。この結果、歳入歳出差引残額は、表の欄外に明記のとおり 1,762 万 2,027 円となり、翌年度へ繰り越すものであります。

続きまして、次の 35 ページをお願いします。歳入歳出決算事項別明細書に基づきまして、決算内容を御説明させていただきます。始めに歳入でございます。1 款 診療事業収入、1 項 診療収入、1 目 診療報酬収入の、1 節 診療報酬収入でございますが、予算現額 2,203 万 8 千円

に対し、調定額及び収入済額もともに4,869万4,184円で、その内訳としましては、医科分が4,689万9,766円、歯科分が179万4,418円であります。なお、令和4年度の患者数につきましては、別冊の主要施策の成果報告書の6ページから9ページに掲載しておりますので御参照願います。

続いて、同じく35ページから36ページにかけての2款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 休日急患診療所運営事業費負担金の、1節 休日急患診療所運営事業費負担金でございますが、予算現額が3,992万円に対し、調定額及び収入済額がともに2,120万円であります。この負担金につきましては、関係市町から負担いただく金額でございますが、このうち、診療所所在地である田辺市への普通交付税算入分600万円を除く1,520万円につきましては、人口割45パーセント、均等割5パーセント、利用割50パーセントの割合で負担いただいております。負担金の内訳につきましては、別冊の主要施策の成果報告書の10ページに掲載しておりますので御参照願います。

次に、36ページから37ページにかけての3款 使用料及び手数料、1項 手数料、1目 衛生手数料の1節 保健衛生手数料でございますが、予算現額千円に対し、調定額及び収入済額はともに0円であります。続いて、4款 財産収入 1項 財産運用収入 1目 利子及び配当金の1節 利子及び配当金でございますが、予算現額1万5,000円に対し、調定額及び収入済額はともに1万4,183円あります。これは、休日急患診療所医療機器整備基金の運用に伴う利子収入でございます。

また、次の38ページの5款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金の1節 前年度繰越金でございますが、予算現額552万8千円に対し、調定額及び収入済額はともに1,010万1,987円あります。

続いて、38ページから39ページにかけての6款 諸収入 1項 雑入 1目 雑入の1節 雑入でございますが、予算現額千円に対し、調定額及び収入済額はともに0円あります。

さらに、その39ページの52款 国庫支出金 1項 国庫補助金 1目 衛生費国庫補助金の1節 衛生費補助金でございますが、予算減額0円に対し、調定額及び収入済額はともに42万9千円あります。したがって、歳入合計につきましては、40ページの一歩下段に記すとおり、予算現額が6,750万3千円で、調定額、収入済額がともに8,046万5,516円、不納欠損額、収入未済額もともに0円となっております。

続きまして、41ページ歳出でございます。主なものについて、御説明させていただきます。まず、1款 衛生費でございます。予算現額6,727万8千円に対し、支出済額が6,284万3,489円となっており、不用額は443万4,511円あります。主な内容でございますが、まず1項 保健衛生費、1目 診療所費、1節 報酬の支出済額1,624万3,733円でございます。その内訳を御説明いたしますと、まず事務長と事務職員、それから主任看護師の3名のほか、診療所の開所日に従事していただく看護師や歯科衛生士、調剤助手、医療事務員に対する会計年度任用職員報酬が1,600万3,733円、また診療所管理者報酬が24万円でございます。

次の42ページをお願いします。10節 需用費の支出済額624万7,523円につきましては、医薬材料費の502万3,540円が主なものとなっております。続いて、13節 委託料でございますが、支出済額2,835万4,100円のうち、2,795万8,100円につきましては、診療所に出務いただく医師、歯科医師及び薬剤師の先生方にお支払いした経費でございます。

そして、43ページにかけての18節 負担金補助及び交付金 支出済額628万7,812円の内訳としましては、圏域の医師会等に対する休日急患診療所調査事業費補助金が599万円、また施設での電気や水道代等を負担する施設維持管理費負担金が29万7,812円となっております。

次に、43ページから44ページにかけての2款 公債費と3款の予備費ともに支出済額が0円となっており、予算現額の全額が不用額となっております。したがって、歳出合計につつま

しては、44 ページの一番下段に記す予算現額の計 6,750 万 3 千円に対し、支出済額が 6,284 万 3,489 円で、翌年度繰越額 0 円、不用額 465 万 9,511 円となっているものでございます。

続きまして、45 ページをお願いします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額 8,046 万 6 千円から、歳出総額 6,284 万 3 千円を差し引いた、歳入歳出差引額は 1,762 万 3 千円となり、翌年度へ繰り越すべき財源が 0 円であるため、実質収支額は歳入歳出差引額と同額の 1,762 万 3 千円となります。また、実質収支額のうち、地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額は 0 円でございます。

以上で、3 定議案第 2 号から第 4 号までの一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についての説明とさせていただきます。

御審議のうえ、御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長（尾花 功君）

： 続いて、監査委員の監査結果のご意見をお伺いしたいと思います。佐向監査委員。

監査委員（佐向弘充君）

： 監査委員の佐向でございます。令和 4 年度の監査、決算審査につきましては、去る 10 月 30 日に西牟婁総合庁舎において正木監査委員とともに監査を行いました。それでは私の方から御報告を申し上げます。

恐れ入ります。議案書の 46 ページをお願いいたします。

令和 4 年度田辺周辺広域市町村圏組合一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書。

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により提出された令和 4 年度田辺周辺広域市町村圏組合一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに関係書類を審査した結果、その意見は下記のとおりであります。

記

- 1 審査の対象につきましては、記載のとおりでございます。
- 2 審査については、令和 5 年 10 月 30 日、西牟婁総合庁舎にて行いました。
- 3 審査の方法につきましては、記載のとおりでございます。
- 4 審査の結果については、令和 4 年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書並びに関係書類は、会計管理者所管の諸帳簿と符合し、関係諸帳簿には、予算の執行状況等が適正に表示され計数は正確であることを認めました。令和 5 年 10 月 30 日 監査委員 正木 秀男、佐向 弘充。以上でございます。

議 長（尾花 功君）

： 当局の説明及び監査委員の監査結果の報告は終了いたしました。

これより質疑に入ります。本件に対し、一括して質疑はありませんか。安達議員。

6 番（安達克典君）

： 4 号議案に関連して質問します。この休日急患が入っている総合センターの中に、福祉部門、それから教育部門が入ってしまして、それが、来年の春、市役所が完成すると同時に新庁舎の方へ移動するという形になるのですが、今、市民総合センターについても、今後どうしていくべきかというあり方の検討が進められているところです。中間報告の中で、休日急患診療所についてはあまり触れられていなかった様に思いますが、この組合議会の中で、今後どうしていくべきなのか、またどういった運営をしていくべきなのか、医師会、歯科医師会、薬剤師会の意見も必要だとは思いますが、現在の段階で、どの様な考えがあるかお聞かせ下さい。

議 長（尾花 功君）

： 事務局長 榎本 律夫君。

事務局長（榎本律夫君）

： 市民総合センターの再編に伴って、休日急患診療所は、田辺市が所有する建物に入居させていたでいる観点から、他所へ移転する場合にそれにかかる費用や、また市民総合センターの中に入居する場合の費用について、今、田辺市の担当部署である市民総合センターの整備室と協議を重ねておるところでございます。まず、田辺市の市民総合センター整備室の方で、概案を出していただくということの中で、今は進んでいるところでございます。以上でございます。

6 番（安達克典君）

： まだ進行形というか、まだ具体的には、決まっていないということですが、各医師会などからも問い合わせもこれから出てくると思うので、しっかりした方針をこの組合議会の中でも決めておくべきかと思えます。その辺り、首長さん方に要望しておきます。よろしくお願いします。

議 長（尾花 功君）

： 他に質疑はありませんか。正垣議員。

1 3 番（正垣耕平君）

： 3号議案についてです。27 ページのふるさと市町村圏事業費の18 節、負担金及び交付金の下から2 番目の「高校生 IT 人材育成事業助成金」とあります。決算審査資料の5 ページにも書かれていますが、こちらの事業は、ぱっと読みますと、いわゆる夏期講習ようなものでその授業に対しての助成なのかについてと、あと対象は、紀南六高の高校生の皆さんを対象に実施しているということによろしいですか。

議 長（尾花 功君）

： 事務局長 榎本律夫君。

事務局長（榎本律夫君）

： 紀南六高の方を対象に行っているわけですが、もう一度、質問をお願いします。

1 3 番（正垣耕平君）

： すみません、前半の部分少なくしまして、紀南六高に対して、募集といいますか広げられてるということですし、資料を読みますと受講生18 名に対して、事業費約160 万円、助成額70 万というところですが、15 日間の講座に対しての助成なのかということをお聞きしたい。授業内容について、教えていただきたい。

事務局長（榎本律夫君）

： 令和4 年度においては、7 月26 日から8 月19 日までのうち15 日間で 午後1 時から午後5 時の4 時間で、その延べ人数としては、240 名ということで、田辺市9 名・白浜町2 名・上富田町5 名・みなべ町2 名の合計18 名の方で、参加できていない日もあったが、15 日間で延べ240 名の出席があった。先ほども申し上げたように、募集対象は、南部高校・龍神分校・田辺高校・田辺工業高校・神島高校・南紀高校・熊野高校の県立学校の六校在学の生徒でということで、募

集をして、IT のパスポートの試験対策・効果測定を行っているということです。1 講座 4 時間の 15 日間ということでございます。

議 長（尾花 功君）

： 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（尾花 功君）

： それでは質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論は一括して行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（尾花 功君）

： 討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております 3 件について、順次採決に入ります。

それでは、3 定議案第 2 号「令和 4 年度田辺周辺広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算」について、お諮りいたします。

議案第 2 号は、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（尾花 功君）

： 異議なしと認めます。よって、3 定議案第 2 号は、認定することに決しました。

続いて、3 定議案第 3 号「令和 4 年度田辺周辺広域市町村圏組合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算」については、お諮りいたします。

議案第 3 号は、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（尾花 功君）

： 異議なしと認めます。よって、3 定議案第 3 号は、認定することに決しました。

続いて、3 定議案第 4 号「令和 4 年度田辺周辺広域市町村圏組合田辺広域休日急患診療所特別会計歳入歳出決算」について、お諮りいたします。

議案第 4 号は、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（尾花 功君）

： 異議なしと認めます。よって、3 定議案第 4 号は、認定することに決しました。

続いて、日程第 7 3 定議案第 5 号「和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合の規約の変更」についてを上程いたします。

提出者の説明を求めます。管理者 真砂充敏君。

管理者（真砂充敏君）

： 3定議案第5号につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、和歌山県市町村総合事務組合から上大中清掃施設組合を脱退させるため、当総合事務組合の規約を変更するにあたって、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当職員から説明いたさせますので、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（尾花 功君）

： 続いて、補足説明を求めます。事務局長 榎本律夫君。

事務局長（榎本律夫君）

： 3定議案第5号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について、補足説明をさせていただきます。

議案書の47ページ及び48ページをお願いいたします。本件につきましては、上大中清掃施設組合が令和6年3月31日をもって解散するのに伴い、同日付けで和歌山県市町村総合事務組合を脱退したい旨の通知があったため、和歌山県市町村総合事務組合規約を変更するものであります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（尾花 功君）

： 以上で、事務局の説明は終了しました。

これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（尾花 功君）

： 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（尾花 功君）

： 討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております3定議案第5号の採決に入ります。

それでは、3定議案第5号「和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合の規約の変更」について、お諮りいたします。

議案第5号は、原案のとおり可決することに異議ありませか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（尾花 功君）

： 異議なしと認めます。よって、3定議案第5号は、可決いたしました。
以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。他に発言、その他ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（尾花 功君）

： それでは、これをもって、本日招集の令和5年第3回田辺周辺広域市町村圏組合議会定例会を
閉会いたします。

（閉会時間 午後2時50分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 会 議 長 尾 花 功

議 会 議 員 橘 智 史

議 会 議 員 前 田 か よ
